【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成22年8月12日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社アドウェイズ

【英訳名】 Adways Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 岡村 陽久

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

【電話番号】 03-5339-7122

【事務連絡者氏名】 管理担当執行役員 田中 庸一

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

【電話番号】 03-5339-7122

【事務連絡者氏名】 管理担当執行役員 田中 庸一 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期 第 1 四半期連結 累計(会計)期間	第11期 第 1 四半期連結 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年 4 月 1 日 至平成22年 6 月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(千円)	2,665,380	3,990,687	13,157,512
経常利益(千円)	154,663	239,402	664,632
四半期(当期)純利益(千円)	141,206	108,493	406,568
純資産額(千円)	3,183,427	3,560,350	3,451,771
総資産額(千円)	4,596,361	5,761,230	5,440,209
1株当たり純資産額(円)	40,078.41	44,585.20	43,225.49
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	1,780.67	1,358.63	5,111.79
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,738.68	1,332.30	4,994.24
自己資本比率(%)	69.3	61.8	63.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	181,523	161,921	730,632
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	30,580	19,549	395,010
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,390	-	11,297
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	2,365,603	2,697,913	2,555,270
従業員数(人)	348	345	346
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(32)	(18)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当社は当第1四半期連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が適用されたことに伴い、従来のセグメントから「インターネット広告事業」、「モバイル広告事業」、「コンテンツプロバイダ事業」、及び「海外事業」の4セグメントに変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

	平成22年6月30日現在
従業員数(人)	345 (32)

- (注) 1.従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を())外数で記載しております。
 - 2. 臨時雇用者数は、月間160時間(常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間)換算で記載しております。
- (2)提出会社の状況

平成22年 6	5月30日現在
---------	---------

従業員数(人) 169 (3) (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇

- (注) 1.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 2. 臨時雇用者数は、月間160時間(常用雇用社員の年間所定内労働時間数の月平均時間)換算で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループは、生産活動により製品を製造販売する製造業には属しておりませんので、生産実績を記載しておりません。

(2)受注状況

当第1四半期連結会計期間において、該当事項はありません。

(3)販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同期比 (%)		
インターネット広告事業 (千円)	998,041	46.5		
モバイル広告事業(千円)	2,609,575	-		
コンテンツプロバイダ事業 (千円)	220,628	-		
海外事業 (千円)	134,660	85.3		
報告セグメント計(千円)	3,962,905	-		
その他(千円)	27,781	75.6		
合計 (千円)	3,990,687	49.7		

- - 2.前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間において、総販売実績の100分の10を超える販売先はありません。
 - 3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 4. 当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が適用されたことに伴い、セグメントの区分内容を変更しましたが、これによる影響を受けずに比較可能な「インターネット広告事業」、「海外事業」、「その他」について、対前年同期比の記載をしております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日~6月30日)は、企業の景況感回復の兆しが一部で見られたものの、欧州諸国の財政危機が懸念されるなど海外経済の見通しはいまだ不透明であり、依然として厳しい状況が続いております。

当社グループが事業展開を行うインターネット・モバイル関連業界は、インターネットのブロードバンド化や、携帯電話の3G端末や通信定額制などの更なる普及・定着により、ユーザーの利用が拡大し、市場規模は安定した成長を遂げております。また今後も、各種媒体のプラットフォームのオープン化が進むことに伴い当社グループが手掛けているアフィリエイト広告市場は更なる拡大が予測されております。

こうした経営環境の下、当社グループは、引き続き日本国内のインターネット・モバイル関連業界において、アフィリエイト広告事業及びその周辺事業に投資を行い、シェアの拡大及び収益力の向上に注力いたしました。また、海外においては、中国にてアフィリエイト広告事業及びその周辺事業の拡大に向けた事業展開を実施してまいりました。

インターネット広告事業は、費用対効果を重視する広告主による活用が続き、堅調に成長し、増収増益となりました。

モバイル広告事業は、モバイル広告への出稿意欲が高いコンテンツプロバイダや、モバイルサービスを展開する企業などからの出稿が引き続き増加傾向であったこと、提携媒体ユーザーの活性化等により好調に推移したため、 収益力の向上に大きく寄与しました。

コンテンツプロバイダ事業は、連結子会社である株式会社アドウェイズ・エンタテインメントのアーティストサイト、韓流サイトを中心に、新規サイトの立ち上げや、他社との差別化コンテンツの配信、サイトのユーザビリティの向上等により、会員数増加に努めました。

海外事業は、連結子会社である愛徳威広告(上海)有限公司において、アフィリエイト広告を軸とした総合的な提案に努める等、高利益率案件の獲得に注力したことにより収益性の改善が進みました。

以上の結果、当社グループの売上高は、前年同期より1,325,306千円増加し3,990,687千円(前年同期比49.7%増)となりました。

売上総利益は、売上高の増加に伴い、前年同期より132,639千円増加し、692,191千円(前年同期比23.7%増)となりました。

営業利益は、売上高の増加に伴う売上総利益の増加、及び販売費及び一般管理費の抑制により、前年同期より82,782千円増加し、239,250千円(前年同期比52.9%増)、経常利益は、前年同期より84,738千円増加し、239,402千円(前年同期比54.8%増)となりました。

四半期純利益は、本社移転費用や、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を計上したこと等により、前年同期より32,712千円減少し、108,493千円(前年同期比23.2%減)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

インターネット広告事業

	平成22年 3 月期 第 1 四半期	平成23年 3 月期 第 1 四半期	増減	前年同期比(%)
売上高(千円)	681,887	999,455	317,567	46.6
(外部売上高)(千円)	681,427	998,041	316,613	46.5
(セグメント間売上高)(千円)	460	1,414	954	207.4
セグメント利益 (千円)	50,898	133,378	82,479	162.0
広告主 (クライアント)数	1,088	1,159	71	6.5
提携Webサイト (メディア)数	174,028	196,589	22,561	13.0

当第1四半期連結会計期間におけるインターネット広告事業は、主に収益力の向上を目下の課題とし、その点に注力した営業戦略の継続により、増収増益を続けており、セグメント利益は特に大きく増加しました。また、それに伴い、PC向けアフィリエイト広告「JANet」の広告主(クライアント)数、提携Webサイト(メディア)数ともに順調に増加いたしました。

この結果、インターネット広告事業の売上高は998,041千円(前年同期比46.5%増)、セグメント利益は133,378 千円(前年同期比162.0%増)となりました。

モバイル広告事業

	平成22年 3 月期 第 1 四半期	平成23年 3 月期 第 1 四半期	増減	前年同期比(%)
売上高(千円)	ı	2,629,472	-	-
(外部売上高)(千円)	ı	2,609,575	-	-
(セグメント間売上高)(千円)	ı	19,896	-	-
セグメント利益 (千円)	ı	272,276	-	-
広告主 (クライアント)数	2,132	2,633	501	23.5
提携Webサイト (メディア)数	82,985	102,722	19,737	23.8

モバイル広告事業は、携帯電話を介したアフィリエイト広告「Smart-C」を中心に、各種モバイル広告を総合的に運営しております。

当第1四半期連結会計期間におけるモバイル広告事業は、携帯電話の36端末や通信定額制などの更なる普及・定着によるユーザーの利用拡大等の市場要因、モバイル広告への出稿意欲が高いコンテンツプロバイダや、モバイルサービスを展開する企業などからの出稿が引き続き増加したこと、提携媒体のユーザーがより活性化したこと等により好調に推移したため、収益力の向上に大きく寄与しました。また、それに伴い、モバイル向けアフィリエイト広告「Smart-C」の広告主(クライアント)数、提携Webサイト(メディア)数ともに順調に増加いたしました。この結果、モバイル広告事業の売上高は2,609,575千円、セグメント利益は272,276千円となりました。

コンテンツプロバイダ事業

	平成22年 3 月期 第 1 四半期	平成23年 3 月期 第 1 四半期	増減	前年同期比(%)
売上高(千円)	-	221,049	-	-
(外部売上高)(千円)	-	220,628	-	-
(セグメント間売上高)(千円)	-	421	-	-
セグメント利益(千円)	-	43,200	-	-

コンテンツプロバイダ事業は、連結子会社であるアドウェイズ・エンタテインメントを中心に、インターネット・モバイルのコンテンツサービスの企画・開発・運営等を行っております。

当第1四半期連結会計期間におけるコンテンツプロバイダ事業は、アーティストサイト、韓流サイトを中心に、新規サイトの立ち上げや、他社との差別化コンテンツの配信、サイトのユーザビリティの向上等により、会員数の増加を目指しました。また、同時に効率的なサイト運営体制の構築を進めることで、利益の拡大に努めました。

この結果、コンテンツプロバイダ事業の売上高は220,628千円、セグメント利益は43,200千円となりました。

海外事業

	平成22年 3 月期 第 1 四半期	平成23年 3 月期 第 1 四半期	増減	前年同期比(%)
売上高(千円)	72,659	134,660	62,000	85.3
(外部売上高)(千円)	72,659	134,660	62,000	85.3
(セグメント間売上高)(千円)	-	-	-	-
セグメント損失()(千円)	28,074	5,942	22,131	-

当第1四半期連結会計期間における海外事業は、中国に進出する日系企業への営業強化により高利益率案件の獲得に継続して注力いたしました。また、これによる収益性の向上に加え費用の削減により、収益性の改善が進みました。

この結果、海外事業の売上高は134,660千円(前年同期比85.3%増)、セグメント損失は5,942千円(前年同期から22,131千円の減少)となりました。

その他

	平成22年 3 月期 第 1 四半期	平成23年 3 月期 第 1 四半期	増減	前年同期比(%)
売上高(千円)	27,241	50,596	23,355	85.7
(外部売上高)(千円)	15,820	27,781	11,961	75.6
(セグメント間売上高)(千円)	11,420	22,814	11,394	99.8
セグメント損失()(千円)	12,324	3,279	9,045	-

当第1四半期連結会計期間におけるその他は、日本における新規事業等が含まれております。費用は主に国内におけるシステム開発及び新規事業への先行投資等によるものであります。

その他の売上高は27,781千円(前年同期比75.6%増)、セグメント損失は3,279千円(前年同期から9,045千円の減少)となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、売上高の増加に伴う売上債権の増加等により、前連結会計年度末に比べ321,020千円増加し、5,761,230千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

	平成22年 3 月期 第 1 四半期	平成23年 3 月期 第 1 四半期	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	181,523	161,921	19,601
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	30,580	19,549	11,030
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,390	-	2,390
現金及び現金同等物に係る換算差額(千円)	5,911	271	5,640
現金及び現金同等物の増減額(千円)	159,244	142,643	16,601
現金及び現金同等物の期首残高 (千円)	2,206,359	2,555,270	348,911
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,365,603	2,697,913	332,309

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前年同期末に対して332,309千円増加し、2,697,913千円となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、161,921千円の収入(前年同期比19,601千円減)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が36,914千円増加したこと、売上債権の増加額が152,781千円増加したこと、仕入債務の増加額が190,212千円増加したこと、及び法人税等の支払額が99,850千円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、19,549千円の支出(前年同期比11,030千円減)となりました。これは主に、貸付金の回収による収入が60,828千円増加したこと、有形固定資産の取得による支出が3,489千円増加したこと、無形固定資産の取得による支出が3,927千円減少したこと、投資有価証券の取得による支出が39,983千円増加したこと、及び差入保証金の差入による支出が7,471千円増加したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において、財務活動に該当する取引はありませんでした(前年同期は2,390千円の収入)。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び、新たに発生した 課題はありません。

(5)研究開発活動

当第1四半期連結会計期間において、当社グループでは研究開発費は発生しておりません。また、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結会計期間において、当社グループにおける経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の 現状と見通しについて重要な変更はありません。

(7)資本の財源及び資金の流動性についての分析

資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、「第2事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(3)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(8)経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の方針を立案するよう努めております。当社グループの事業はインターネット広告事業、モバイル広告事業を中心に4つのセグメントで構成され、現在のところ事業環境は比較的安定して推移しております。

しかしながら、アフィリエイト広告事業の市場における競争環境は、今後ますます厳しさを増すものと思われております。このような状況の中で当社グループの経営陣は、新商品の開発に努めるとともに、新規事業の開拓、海外における事業の拡大等、選択と集中を行いながら経営資源を有効に活用していく方針であります。

第3【設備の状況】

(1)主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2)設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	306,300
計	306,300

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	79,855	79,855	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度は採用してお りません。
計	79,855	79,855	-	-

⁽注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により 発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条 J20及び第280条 J21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。 平成17年 4 月12日臨時株主総会決議

a)第1回新株予約権

数4四火机40 +100+10+10+10+10+10+10+10+10+10+10+10+10
第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年 6 月30日)
257 (注) 1
-
普通株式
1,285(注)1
12,720(注)1,2
平成19年 4 月13日から 平成27年 4 月12日まで
発行価格 12,720 資本組入額 6,360 (注)1,2
(注)3
(注)4
-
(注)5

(注) 1.平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われております。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、新株予約権の権利を行使した者の該当数及び退職により権利を喪失した者の該当数を減じたものであります。

- 2.新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。
 - (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権の相続は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の 行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4.新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- 5. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権にかかる義務は、株式交換の日又は株式移転の日に完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

(1)新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式 (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(4)新株予約権の行使期間

上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- (5) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)3に準じて決定する。
- (6)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

D / 弗 Z 凹新休丁約惟	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	12(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,720(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成17年 4 月13日から 平成27年 4 月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,720 資本組入額 6,360 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1.平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われております。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、新株予約権の権利を行使した者の該当数及び退職により権利を喪失した者の該当数を減じたものであります。

- 2.新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × ----- 分割・併合の比率

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 +新規発行株式数 × 1株当たり払込金額調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×新規発行前の時価既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 3.新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の場合、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2)新株予約権者が社外協力者の場合、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する。

四半期報告書

- (3)新株予約権の相続または合併による承継は認めない。但し、取締役会が特に認めた相続の場合は、この限りでない。
- (4) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の 行使はできないものとする。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4.新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- 5 . 完全親会社となる会社への新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権にかかる義務は、株式交換の日又は株式移転の日に完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

(1)新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式

(2)新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(4)新株予約権の行使期間

上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

(6)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

平成17年6月24日定時株主総会決議

a)第3回新株予約権

,	第 1 四半期会計期間末現在
	(平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	104(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	520(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から
利休]/約1性(2)1] [安朝]	平成27年6月24日まで
 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 30,000
発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 15,000
元川岡伯及び資本温八融(コ)	(注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
- / 注 x - 4 - 五世40年40日 4 日 4 14 5 世 4 7 割 / 4 - 5 x 15	. N/L L DOLLE 7 16-15 A D 16-1 L L 2 14-15 A 26 DOLLE 7 16-15 A 7-15

(注) 1. 平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われておいます。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、新株予約権の権利を行使した者の該当数及び退職により権利を喪失した者の該当数を減じたものであります。

- 2.新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。
- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

四半期報告書

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額 新規発行前の時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 3.新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権の相続は認めない。但し、取締役会が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の 行使はできないものとする。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4.新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- 5. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日に完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書又は当該株式移転に係る株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

- (1)新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨
- てる。 (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額 行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、こ
- れを切り捨てる。 (4)新株予約権の行使期間

上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- (5) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)3に準じて決定する。
- (6)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

b)第4回新株予約権

	第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	7 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)1,2
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000 (注)1,2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

四半期報告書

(注) 1.平成18年10月1日付けの株式分割(1:5)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式発行する場合の株式の発行及び資本組入額の調整が行われております。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議による新株発行予定数の内、取締役会決議により付与を決定した数から、新株予約権の権利を行使した者の該当数及び退職により権利を喪失した者の該当数を減じたものであります。

- 2.新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。
 - (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(2) 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 3.新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場される日まで、権利を行使することができないものとする。
- (2) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の場合、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 新株予約権者が社外協力者の場合、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する。
- (4)新株予約権の相続または合併による承継は認めない。但し、取締役会が特に認めた相続の場合は、この限りでない。
- (5) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。但し、各新株予約権の1個未満の 行使はできないものとする。
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4.新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- 5. 完全親会社となる会社への新株予約権の承継

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当社が発行する新株予約権に係る義務は、株式交換の日又は株式移転の日に完全親会社となる会社に承継される。ただし、当該株式交換に係る株式交換契約書又は当該株式移転に係る株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

- (1)新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数 株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨 てる。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

行使価額に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(4)新株予約権の行使期間

上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- (5) その他の新株予約権の行使の条件
 - (注)3に準じて決定する。
- (6)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、完全親会社の取締役会の承認を要する。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数	発行済株式総	資本金増減額	資本金残高	資本準備金増	資本準備金残高
	増減数(株)	数残高(株)	(千円)	(千円)	減額(千円)	(千円)
平成22年4月1日~ 平成22年6月30日	-	79,855	1	1,477,633	1	967,633

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期連結会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期連結会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式79,855	79,855	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	79,855	-	-
総株主の議決権	-	79,855	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

	月別	平成22年4月	5月	6月
Г	最高(円)	137,200	127,000	101,000
	最低(円)	113,900	77,000	73,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間 (平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結 会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表については有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成22年 6 月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,697,913	2,555,270
売掛金	2,183,854	2,029,827
商品及び製品	189	0
原材料及び貯蔵品	140	147
繰延税金資産	43,039	37,478
その他	136,289	169,170
貸倒引当金	40,561	44,650
流動資産合計	5,020,865	4,747,244
固定資産		
有形固定資産	96,400	92,207
無形固定資産		
のれん	148,457	159,100
その他	132,136	145,614
無形固定資産合計	280,593	304,714
投資その他の資産		
繰延税金資産	66,140	68,673
その他	316,987	246,874
貸倒引当金	19,757	19,503
投資その他の資産合計	363,370	296,043
固定資産合計	740,364	692,965
資産合計	5,761,230	5,440,209
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,796,250	1,593,523
未払法人税等	88,045	114,334
ポイント引当金	11,376	12,853
その他	302,597	267,726
流動負債合計	2,198,269	1,988,437
固定負債		
その他	2,610	-
固定負債合計	2,610	-
負債合計	2,200,879	1,988,437
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,477,633	1,477,633
資本剰余金	1,467,633	1,467,633
利益剰余金	635,633	527,105
株主資本合計	3,580,899	3,472,371
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	20,548	20,599
評価・換算差額等合計	20,548	20,599
純資産合計	3,560,350	3,451,771
負債純資産合計	5,761,230	5,440,209
	- , ,=	- 1 - 1 = 0 -

(2)【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
売上高	2,665,380	3,990,687
売上原価	2,105,828	3,298,495
売上総利益	559,551	692,191
販売費及び一般管理費	403,083	452,941
営業利益	156,467	239,250
営業外収益		
受取利息	1,036	560
その他	446	322
営業外収益合計	1,482	882
営業外費用		
支払利息	15	-
為替差損	2,828	678
その他	442	51
営業外費用合計	3,286	730
経常利益	154,663	239,402
特別利益		
固定資産売却益	50	-
貸倒引当金戻入額	-	629
償却債権取立益	161	3
特別利益合計	211	632
特別損失		
固定資産売却損	505	130
固定資産除却損	1,329	-
本社移転費用	-	26,413
事務所移転費用	523	-
減損損失	-	5,513
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		18,547
特別損失合計	2,359	50,604
税金等調整前四半期純利益	152,516	189,430
法人税、住民税及び事業税	1,035	84,257
法人税等調整額	10,275	3,320
法人税等合計	11,310	80,936
少数株主損益調整前四半期純利益	<u> </u>	108,493
四半期純利益	141,206	108,493

(単位:千円)

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

前第1四半期連結累計期間 当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成21年6月30日) 至 平成22年6月30日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前四半期純利益 152.516 189,430 減価償却費 22,289 21,479 減損損失 5,513 10,412 のれん償却額 10,642 貸倒引当金の増減額(は減少) 3.862 3,128 ポイント引当金の増減額(は減少) 3,869 1,477 受取利息 1,036 560 支払利息 15 _ 固定資産売却損益(は益) 455 130 固定資産除却損 1.329 移転費用 523 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 18,547 株式交付費 124 売上債権の増減額(は増加) 1,023 153,805 仕入債務の増減額(は減少) 12,357 202,569 未払金及び未払費用の増減額(は減少) 16,205 28,664 未払消費税等の増減額(は減少) 25,419 12,668 その他 2,853 38,784 小計 265,819 185,155 利息及び配当金の受取額 1,036 610 利息の支払額 11 法人税等の支払額 4,657 104,507 営業活動によるキャッシュ・フロー 181,523 161,921 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 2,526 6,016 有形固定資産の売却による収入 58 無形固定資産の取得による支出 6,537 2,609 投資有価証券の取得による支出 21,017 61,000 7,622 差入保証金の差入による支出 150 差入保証金の回収による収入 296 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ 943 る支出 貸付けによる支出 3,370 貸付金の回収による収入 240 61,068 投資活動によるキャッシュ・フロー 19,549 30,580 財務活動によるキャッシュ・フロー 長期借入金の返済による支出 2,502 新株予約権の行使による株式の発行による収入 4,892 _ 財務活動によるキャッシュ・フロー 2,390 _ 現金及び現金同等物に係る換算差額 5,911 271 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 159,244 142,643 現金及び現金同等物の期首残高 2,206,359 2,555,270 現金及び現金同等物の四半期末残高 2.365,603 2.697.913

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
	,
会計処理基準に関する事項の変更	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3日31日) 及び「資産除土債務に関する会計基準の適田指針。(企業会計基準適田指針第21号 平成20
	円であります。

【表示方法の変更】

当第 1 四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)
. m v +5 + 1 = 2 + 1 = 5 + 5 + 5 + 5

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについて
	のみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額
	を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末		前連結会計年度末	
(平成22年6月30日)	(平成22年6月30日)		31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は	、237,936千円であ	1 有形固定資産の減価償却累計	額は、208,845千円であ
ります。		ります。	
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 と当座貸越契約を締結しております。 当第1四半期連結会計期間末における当座貸越契約に		2 当社は、運転資金の効率的な と当座貸越契約を締結してお 当連結会計年度末における当	ります。
係る借入実行残高は次のとおりであります。		行残高は次のとおりでありま	
当座貸越極度額	300,000千円	当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	-	借入実行残高	-
差引額	300,000千円	差引額	300,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間		当第1四半期連結累計期間	
(自 平成21年4月1日		(自 平成22年4月1日	
至 平成21年6月30日)		至 平成22年6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次		販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次	
のとおりであります。		のとおりであります。	
給与手当	175,871千円	給与手当	196,181千円
貸倒引当金繰入額	6,645千円		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第 1 四半期連結累計期間		当第1四半期連結累計期間		
(自 平成21年4月1日		(自 平成22年4月1日		
至 平成21年6月30日)		至 平成22年6月30日)		
現金及び現金同等物の四半期末残	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借	
対照表に掲記されている科目の金	対照表に掲記されている科目の金額との関係		の金額との関係	
(平成21年6月30日現在)		(平成22年 6 月30日現在)	
	(千円)		(千円)	
現金及び預金勘定	2,365,603	現金及び預金勘定	2,697,913	
現金及び現金同等物	2,365,603	現金及び現金同等物	2,697,913	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数 普通株式 79.855株

- 2.自己株式の種類及び株式数 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項 該当事項はありません。
- 5 . 株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

<u> </u>							
	インターネット (PC)ア フィリエイト 広告事業 (千円)	モバイルア フィリエイト 広告事業 (千円)	海外事業 (千円)	新規事業 ・その他 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	681,427	1,895,472	72,659	15,820	2,665,380	-	2,665,380
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	460	4,385	-	11,420	16,266	(16,266)	-
計	681,887	1,899,857	72,659	27,241	2,681,646	(16,266)	2,665,380
営業利益又は営業損失()	50,898	280,971	28,074	12,324	291,471	(135,003)	156,467

(注)1.事業区分の方法

事業は、内部管理上採用している区分によっております。

- 2 . 各区分に属す主要な製品
- (1) インターネット(PC) アフィリエイト広告事業 インターネットを介したアフィリエイト広告事業等
- (2)モバイルアフィリエイト広告事業

携帯電話を介したアフィリエイト広告事業等

(3)海外事業

海外における広告事業

(4)新規事業・その他

日本における新規事業等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) 海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、インターネット広告事業、モバイル広告事業、コンテンツプロバイダ事業及び海外事業の4つの事業単位を主に基礎としており、各事業が提供するサービスについて、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループが提供するサービスの組織体制及び経営資源についての状況等を勘案の上、「インターネット広告事業」、「モバイル広告事業」、「コンテンツプロバイダ事業」、及び「海外事業」の4つを報告セグメントとしております。

「インターネット広告事業」は、インターネット(PC)を介した広告事業等、「モバイル広告事業」は、 携帯電話を介した広告事業等、「コンテンツプロバイダ事業」は、インターネット・モバイルのコンテンツ サービスの企画・開発・運営事業等、「海外事業」は、海外において広告事業等を展開しております。

なお、当第1四半期連結累計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が適用されたことに伴い、当社グループの事業活動をより明瞭に開示するために、従来の「インターネット(PC)アフィリエイト広告事業」、「モバイルアフィリエイト広告事業」、「海外事業」のセグメントを、上記の4つの報告セグメントに変更致しました。

2.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報 当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

(単位:千円)

									 /
		, i	報告セグメント					P	四半期連結
	インターネット 広告事業	モバイル 広告事業	コンテンツ プロバイダ 事業	海外事業	計	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	損益計算書 計上額 (注)3
売上高									
外部顧客に対	998,041	2,609,575	220,628	134,660	3,962,905	27,781	3,990,687	_	3,990,687
する売上高	990,041	2,009,575	220,020	134,000	3,902,903	21,101	3,990,007	-	3,990,007
セグメント間									
の内部売上高	1,414	19,896	421	-	21,732	22,814	44,547	44,547	-
又は振替高									
計	999,455	2,629,472	221,049	134,660	3,984,637	50,596	4,035,234	44,547	3,990,687
セグメント利			·						
益又は損失	133,378	272,276	43,200	5,942	442,913	3,279	439,634	200,383	239,250
()									

- (注) 1 . 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、日本における新規事業等を含んでおります。
 - 2. セグメント利益の調整額 200,383千円はセグメント間取引消去 44,547千円、のれんの償却額 7,332千円、各報告セグメントに帰属しない全社に係る費用 148,504千円であります。
 - 3.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

モバイル広告事業において、運営する一部のサイトのうち、収益性の低下が見込まれるソフトウエアについて減損損失5,513千円を計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) 該当事項はありません。

(企業結合関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴い、当 第1四半期連結会計期間の期首に計上された資産除去債務の計上額と比較して著しい変動はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額

当第1四半期連結会 (平成22年6月3		前連結会計年原 (平成22年3月3	
1株当たり純資産額	44,585.20円	1 株当たり純資産額	43,225.49円

2.1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間		当第1四半期連結累計期間	
(自 平成21年4月1日		(自 平成22年4月1日	
至 平成21年6月30日)		至 平成22年6月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	1,780.67円	1 株当たり四半期純利益金額	1,358.63円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,738.68円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	1,332.30円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1 株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	141,206	108,493
普通株主に帰属しない金額(千 円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千 円)	141,206	108,493
期中平均株式数(株)	79,299	79,855
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純 利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		-
普通株式増加数 (株)	1,915	1,578
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり四半期純利益の算 定に含めなかった潜在株式で、前連結	-	-
会計年度末から重要な変動があった ものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社アドウェイズ(E05599) 四半期報告書

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社アドウェイズ(E05599) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

株式会社アドウェイズ 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 近藤 康仁 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 羽津 隆弘 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドウェイズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年7月31日に資本準備金の額の減少を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.}財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月12日

株式会社アドウェイズ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康仁 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正樹 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドウェイズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。